

助成金の対象となる経費

(助成対象経費)

①文化芸術普及活動助成②発展活動助成③社会課題取組助成 共通

※①については、「宣伝費」と「舞台費」に限ります。

※助成対象活動に係る直接経費のみ収支予算積算内訳に記載できます。

項目	内訳
作品借上費	作品借料、作品保険料(展示の場合のみ)
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、俳優出演料、セミナー講師謝金
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、調律料、楽器借上料、写譜料
文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督費、台本料、 衣装等デザイン料、照明音響プラン料、訳詞料、著作権使用料
舞台費(注1)	会場借上料、付帯設備使用料、道具費、衣装費、照明費、音響費、 舞台美術費、運搬費、会場設営撤去費、音声ガイド制作費、 字幕制作費
運営費	<u>公演当日</u> の出演者・スタッフ弁当代、 感染症対策予防経費(会場の消毒除菌等)
謝金	会場整理謝金、託児謝金、通訳謝金、手話通訳謝金、要約筆記謝金
旅費	出演者・セミナー講師の交通費及び宿泊料、スタッフ交通費
通信費	案内状送付料
宣伝費	広告宣伝費、立看板費、入場券販売手数料、広報物デザイン料、 音声コード「Uni-Voice」作成料
印刷費	チラシ、ポスター、案内状、台本、無料配布するプログラム、 入場券印刷費
記録費(注2)	録画費、録音費、写真費、映像編集費
保険料	催事に係る保険料

※(注1)練習に関する経費は、認められません。

ただし、ゲネプロ(通し総稽古)は1日分まで記載できます。

※(注2)当該活動の成果として記録するものに限り、有料配布する記録集・DVD等の製作に関する経費は認められません。

※ その他、経費区分表に記載のない経費については、お問い合わせください。

*相場に照らして著しく高額と思われる場合は、積算根拠をお尋ねする場合や助成対象経費として認められない場合があります。

※助成対象経費として認められないもの

- 有料配布するプログラム・図録など
- 航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金等)
- 定期的な練習に係る経費(稽古場借上料、指導料、トレーナー料等)
- 自ら設置し又は管理する会場において活動を行う場合の会場使用料
- 備品類(税込1万円以上)の購入に係る経費(楽器購入費、美術作品購入費、機材購入費等)
- 会議費、接待費、飲食費、レセプション費、打上経費、パーティ経費、打合せ経費
- コンクール・公募展に係る賞金・賞品代
- 申請団体・事務所運営経費(光熱水費、電話代、消耗品費、交際費、ホームページ運営費、事務所維持人件費、振込手数料、行政機関に支払う手数料、代引き手数料、ガソリン代(レンタカーに係る場合は除く)等)
- その他の経費(礼状送付料、予備費、花束、記念品、個人への支給品代、有料レジ袋等)

※助成対象経費は、交付決定後に自ら支払った経費であることが証拠書類によって確認できることが必須条件となります。

※申請活動に必要な経費であっても、交付決定前に支払う経費は計上できません。

ただし、会場借上料(本番、およびゲネプロ(通し稽古)1日分)については、対象活動に係る直接経費と認められることが明らかな場合に限り、令和7年4月1日以降に自ら支払った経費を助成対象経費として計上できます。

領収書の取り扱いについて

- 助成対象経費の領収書は、実績報告書の提出時にすべて提出していただきますので、大切に保管しておいてください。
なお、助成対象経費として認められない経費については、領収書の提出は必要ありません。
- 宛名(申請時の団体・個人名)、金額、取引内容、但し書き、取引日付、領収書発行元名称等の記載漏れがないか必ず確認してください。
- 宛名は申請名に統一してください。
- 原則として、請求書や見積書等は認められません。